3　両締約国政府は、この協定の適用を受けるプルトニウム及びウラン二三三（照射を受けた燃料要素に含有されるプルトニウム及びウラン二三三を除く。）並びに高濃縮ウランが貯蔵されている施設の一覧表を毎年交換する。各締約国政府は、他方の締約国政府に対して書面によって通告し、書面による確認を受領することにより、自国の一覧表を変更することができる。

第八条

1　両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する関係法令に従い、この協定の下での協力に基づいて得られた情報及び技術が許可なしに使用され、又は開示される危険から適切かつ効果的に保護されることを確保する。

2　両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じた知的財産及び当該協力に基づいて移転された技術の適切かつ効果的な保護を、日本国及びインド共和国の双方が当事国である知的財産に関連する適用のある国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する関係法令に従って確保する。

第九条

1　両締約国政府は、一方の締約国政府又は当該一方の締約国政府の認められた者が最終使用者として予定されるこの協定の適用を受ける品目に関する原子力分野における取引であって、両締約国政府の間又はそれぞれの認められた者の間で行われるもの及び適当な場合には他方の締約国政府又は当該他方の締約国政府の認められた者と第三者との間で行われるものを容易にするような態様で、この協定を実施する。

2　締約国政府は、商業上の利益を確保するために又は他方の締約国政府の商業上の関係を妨害するためにこの協定の規定を利用してはならない。

第十条

この協定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

第十一条

1　この協定に基づいて移転されたウラン及びこの協定に基づいて移転された設備において使用され、又は当該設備の使用を通じて生産されたウランは、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント未満である範囲で濃縮することができる。この協定に基づいて移転されたウラン及びこの協定に基づいて移転された設備において使用され、又は当該設備の使用を通じて生産されたウランの同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント以上になる濃縮は、供給締約国政府の書面による同意が得られた場合に限り行うことができる。

2　この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、この協定の附属書Bの規定に従い、インド共和国の管轄内において再処理することができる。

3　2の規定は、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として適用する。

(a)　二千九年五月十五日に作成された追加議定書により補足された同年二月二日に作成された民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定がインド共和国について効力を有していること。

(b)　分離され得るいかなる特殊核分裂性物質も、インド共和国の平和的目的のための予定された原子力計画を実施するための施設であって、機関の保障措置の下にある同国に所在するもののための核燃料を生産する目的のためにのみ貯蔵され、又は使用されること。

(c)　この協定の附属書Bに定める条件が引き続き適用されていること。

第十二条

1　第二条に規定する両締約国政府又は各締約国政府の認められた者の間における核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転に関する協力については、この協定の規定に従って実施するものとし、両締約国政府又は各締約国政府の認められた者の間の特定の書面による取決め（形式のいかんを問わない。）によって実施することができる。当該書面による取決めは、科学及び技術に係る交流に関するもの又は各締約国政府の認められた者により署名された覚書若しくは契約の形態をとることができる。

2　この協定の規定に基づく核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転は、両締約国政府の間で直接に又は各締約国政府の認められた者を通じて行うことができる。直接であると第三国を経由してであるとを問わず、そのように移転される核物質、核物質ではない資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、核物質ではない資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、核物質ではない資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

3　この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a)　核物質について、第四条1に規定する関係する協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、機関の保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となったことが機関によって決定された場合

(b)　この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質が第十条の規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合

(c)　この協定の規定に基づいて移転された核物質、核物質ではない資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約国政府が外交上の経路を通じて書面により相互に別段の決定をする場合

4　この協定に基づいて移転された核物質及び核物質ではない資材並びに回収され又は副産物として生産された核物質であって、各締約国政府の機関との保障措置協定に適合するものの特定に当たり、代替可能性の原則、構成比率による比例の原則及び同等性の原則を適用することができる。

第十三条

1　両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定の下での協力を促進するため、この協定の実施（技術的な問題を含む。）並びに原子力の平和的利用の分野における安定性、信頼性及び予見可能性を基礎とする協力の発展等の事項について、外交上の経路又は他の協議の場を通じて相互に協議することができる。